

医療法人抱生会丸の内病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院との連携に関する協定書

医療法人抱生会丸の内病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下、「両機関」という）は、患者の医療について、急性期からリハビリテーションを中心とした回復・維持期治療まで、継続的かつ円滑・効率的に施行され、患者及び家族が安心して治療や療養を継続できるよう連携・協力し合う。また丸の内病院に入院中の患者が救急医療や専門的医療が必要になった場合、速やかに信州大学医学部附属病院の治療が受けられるよう連携・協力し合うことを目的に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、患者の医療が急性期治療からリハビリテーションを中心とした回復・維持期治療まで、継続的かつ円滑・効率的に施行され、患者や家族が安心して治療や療養を継続できるように連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、別に「医療法人抱生会丸の内病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院との連携に関する申し合わせ書」に基づいて連携し協力するものとする。

（連携会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携会議を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成23年1月6日から発効し、平成23年3月31日までとする。ただし、その間に連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（細目）


第5条 この協定に定める事項について疑義を生じたとき又は定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各機関にてその1通を保有するものとする。

平成23年1月6日

医療法人抱生会丸の内病院

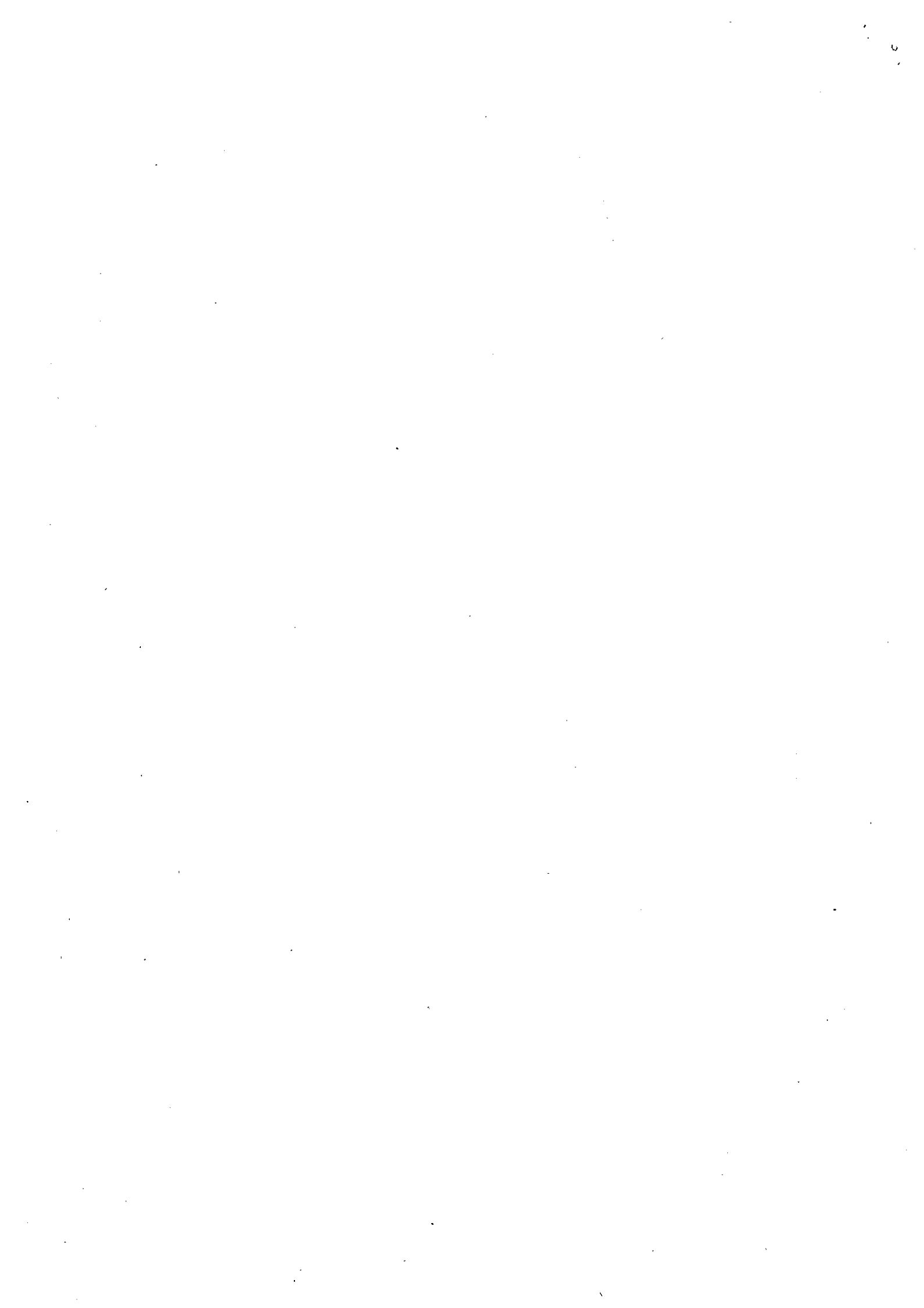
病院長

中 上 幸 男 

国立大学法人信州大学医学部附属病院

病院長

川 又 健 



医療法人抱生会丸の内病院と国立大学法人信州大学医学部附属病院との連携に関する申し合わせ書

1. 医療連携の基本的な考え方

医療法人抱生会丸の内病院（以下「丸の内病院」という。）と国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「信大病院」という。）は、両機関の機能を適切・円滑・効率的に利用することにより、患者及び家族が安心して治療・リハビリ・療養を継続できるよう、連携協力を強化していく。

- 1) 丸の内病院は、信大病院において救命救急医療は終了したものの、引き続き急性期医療を要する患者（救急搬送患者地域連携紹介加算対象患者を含む）や、早期リハビリテーション対象患者の紹介・受け入れを円滑・効率的に行う。
- 2) 丸の内病院入院患者及び外来患者が救命救急医療・専門的医療が必要となった場合、信大病院への転院が円滑・効率的に行われる。

2. 丸の内病院の機能について

丸の内病院は、一般病棟を中心とし、亜急性期病床も有する病院である。

一般病棟等では、救命救急医療は終了したものの、引き続き急性期医療が診療を継続する必要がある患者について、早期に受け入れ、必要な診療を行い、早期退院を目標とする。

また、亜急性期病床等では脳血管疾患を始め、骨折術後・長期臥床等による廃用症候群・その他の疾患において、リハビリテーションが必要・有効である患者については、発症後3週間以内に受け入れ、早期にリハビリテーションを開始し、集中的な訓練により、ADL・IADL能力の向上・在宅復帰を目標とする。

3. 信大病院から丸の内病院への転院について

1) 丸の内病院の受入対象患者の基本的な考え方

信大病院での救急搬送患者等で救命救急医療により超急性期を脱した患者で、引き続き急性期医療を要する患者においては、「救急搬送患者地域連携紹介に関する打ち合わせ」に基づいて、可及的速やかに受け入れすることとする。

信大病院での脳血管疾患などの専門的治療が終了した患者のうち、回復期リハビリテーションの適応と思われる患者で、約2ヶ月程度の在院期間中に在宅および施設への移行の見込みがある患者について可及的速やかに受け入れることとする。ただし、次のような患者は、丸の内病院では治療困難であるため受入れ対象外とする。

- ① 精神科的な専門治療が必要な場合
- ② その他当院機能の範囲では対応困難と考えられる場合

2) 信大病院から丸の内病院への転院準備手順

(1) 救命救急医療が終了したが引き続き急性期医療を要する患者の場合

- ① 信大病院は、救命救急医療の対象患者に対し、超急性期を脱した段階で、他医療機関へ転院する事があり得る事を患者及び家族に説明する。
- ② 超急性期を脱し、引き続き急性期医療を必要とする患者及び家族に対し、丸の内病院への転院について、説明と同意を得る。
- ③ 信大病院医療福祉支援センターから丸の内病院地域医療連携室に、救急部担当医

師名とともに受け入れの依頼を行う。

- ④ 丸の内病院地域医療連携室は、情報を連携室長に連絡し、連携室長が電話で信大病院救急部担当医師と連絡を取り合う。
- ⑤ 丸の内病院連携室長は、受け入れ可能と判断した場合には、丸の内病院地域医療連携室に伝え、信大病院医療福祉支援センターとの間で転院日時を調整する。

(2) 亜急性期病床リハビリテーションの対象である患者の場合

- ① 信大病院は、亜急性期病床リハビリテーションの対象となる患者及び家族に対し、丸の内病院への転院について、説明と同意を得る。
- ② 信大病院医療福祉支援センターは、丸の内病院地域医療連携室に診療情報提供書・看護要約（経過）・患者連絡票等（必要時）を送付する。
- ③ 信大病院は、患者・家族に診療情報提供書・看護要約・リハビリテーション要約（以下、リハビリ要約）を交付する。なお連携バス適用者には地域連携診療計画書・日常生活機能評価表をあわせて交付する。患者・家族は転院時、交付情報を丸の内病院に持参する。

3) 丸の内病院における転院相談患者受入までの期間

(1) 救命救急医療が終了したが引き続き急性期医療を要する患者の場合

丸の内病院は、可及的早期に転院の可否を伝え、転院可能であれば早急に転院を行えるようにする。

(2) 亜急性期病床リハビリテーションの対象である患者の場合

丸の内病院は、情報受理後一週間をめぐりに、転院の可否を信大病院医療福祉支援センターに連絡する。

転院までの期間は、情報受理後2週間以内を原則とする。

4) 信大病院から丸の内病院への転院日決定後の申し合わせ事項

- ① 信大病院医療福祉支援センターは、丸の内病院転院日時について、担当医および患者及び家族の同意を得、丸の内病院地域医療連携室に連絡する。
- ② 信大病院医療福祉支援センターは、患者医療保険情報を丸の内病院地域医療連携室に送付する。
- ③ 丸の内病院医事課は、患者が信大病院にて受けたリハビリテーションの医師処方内容と開始日を信大病院医事課に確認する。
- ④ 丸の内病院地域医療連携室と信大病院医療福祉支援センターは連絡を取り合い、患者及び家族が安心して円滑に転院できるよう協力する。

4. 丸の内病院から信大病院への転院について

1) 転院患者の基本的な考え方

丸の内病院に入院中の患者や外来の患者が、信大病院における救命救急医療を必要とする場合、信大病院高度救命救急センターは、24時間365日全例無条件で転院を受入れる。また信大病院における専門的医療が必要になった場合は、可及的速やかに受入れることを原則とする。

2) 丸の内病院から高度救命救急センターへの転院手順（緊急の場合）

- ① 丸の内病院担当医は、患者及び家族に病状説明と同意を得た後、信大病院高度救命救急センターに電話にて対応依頼を行う。
- ② 受入れ対応確認の後、救急車対応にて患者と必要に応じて医師・看護師・家族が同乗する。
- ③ 診療情報提供書を持参する。対応できる場合は検査情報・看護要約等あわせて持参する。リハビリテーションを行っていた患者の場合、その旨がわかるように連絡票にて連絡し、追ってリハ要約を信大病院医療福祉支援センターあてに送付する。

3) 丸の内病院から信大病院への転院手順（緊急ではない場合）

- ① 丸の内病院担当医は、患者及び家族に説明と同意を得た後、担当医または看護師が信大病院医療福祉支援センターに連絡し、患者の受け入れ依頼を行い、診療情報提供書と必要に応じて検査情報・看護要約を送付する。
- ② 信大病院医療福祉支援センターは、患者の転院日時を調整後、丸の内病院地域医療連携室に連絡する。
- ③ 丸の内病院は、患者及び家族に診療情報提供書・看護要約・必要に応じてリハビリ要約・検査情報を交付し、家族は信大病院に持参する。

信大病院高度救命救急センター 直通 0263-37-2222 FAX0263-37-3411

信大病院医療福祉支援センター 直通 0263-37-3370 FAX0263-37-3371

丸の内病院地域医療連携室 直通 0263-28-3010 FAX0263-28-3011

5. 退院時要約に関する事項

1) 信大病院から紹介した患者が丸の内病院を退院した場合

丸の内病院は、診療情報提供書と必要に応じて、地域連携診療計画書・リハビリ要約を信大病院医療福祉支援センターあてに送付する。

2) 丸の内病院から信大病院に転院し、信大病院から丸の内病院に再転院した場合

3. 2) 3) 4) に準ずる。

3) 丸の内病院から信大病院に転院し、信大病院から丸の内病院以外に転院した場合

信大病院から丸の内病院担当医あてに返書を送付する。

4) 3) が確認できない場合には、丸の内病院地域医療連携室の担当者が信大病院医療福祉支援センターへ問い合わせる。

6. 丸の内病院と信大病院の連携会議について

年に3回連携会議を開催し、申し合わせ書の見直し、連携上での課題について検討する。

7. その他申し合わせ事項

協定書・申し合わせ書に定めのない事項、又は履行にあたり問題が生じた場合は、両機関が誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則 この申し合わせ事項は、平成23年1月6日から適用する。

